

はうぼうと球磨

No. 93

令和3年6月

火災・救急・救助は**119**ばん

携帯電話からも、**119**ばん

※休日当番医の問い合わせは、**42-3181**番へ！

災害の問い合わせは、**42-3000**番

119



総務課 42-3191・警防課 42-3183
予防課 42-3184・消防課 42-3189・通信指令課 42-3181



◆発行◆

上球磨消防組合

代表 TEL 42-3181

東分署 TEL 47-8119

<https://www.kmkm119.jp>

庁舎落成



庁舎前でのテープカット

令和3年4月27日(火)午前10時から本部庁舎車庫内において来賓及び工事の関係者約40名が参列し、上球磨消防組合消防庁舎総合落成式が挙行されました。今回の式典は、新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小した形で行われました。吉瀬組合長が式辞を述べ、当組合議会議長永井英治様、県議会議員松田三郎様、県議会議員緒方勇二様からの祝辞をいただき、また、施工業者様等への感謝状贈呈を行ったほか、関係者9名でテープカットを行い、完成を祝いました。



2021年度 全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末



火災・救急・救助は ☎119

就任のご挨拶



この度、上球磨消防組合正副組合長会の互選により、令和三年五月一日から組合長に就任いたしました水上村長の中嶽弘継でございます。

地域住民の皆様には、平素から消防行政の推進に深いご理解とご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

当組合は昭和四十九年の発足から、早や四十七年が経過いたしました。この間、住民の生命・身体及び財産の保護を使命として、消防力の強化、装備の充実、防災力の向上を図りながら、様々な消防活動に取り組んでまいりました。

これもひとえに、地域住民の皆様や構成町村の消防団並びに関係各位のご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

過日、長年の懸案でもあり待望久しかった消防庁舎・訓練棟及び高機能消防指令システムの整備が完了し、総合落成式典を挙行したところでございますが、地域住民の皆様への安心・安全に対するますますの期待に応えるべく、消防行政の重責を担いますことに身の引き締まる思いであります。

さて、昨年七月には球磨川流域

組合長 中 嶽 弘 継

におきまして、梅雨前線線状降水帯が未曾有の集中豪雨をもたらした、多くの尊い人命とインフラ施設に甚大な被害が発生するなど、自然の驚異を改めて痛感するとともに、防災対策の重要性を実感したところでございます。

また、高齢化社会の進展による救急需要が急速に高まっている本地域において、救急業務を安定的かつ継続的に提供していかねればなりません。

今後、管内約三万人の地域住民の皆様から消防行政に寄せられる期待は、これまで以上に大きくなっていくものと考えております。

現在国内においては、新型コロナウイルス感染症が第四波を迎え、各地でワクチン接種が始まりましたものの、なお予断を許さない状況にございますが、今後も消防行政が地域の安心・安全の要となるべく消防力の充実強化等を図り、消防体制の構築に努めてまいりますので、地域住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、コロナ禍の難局を乗り越え、地域住民の皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻せますようご祈念申し上げ、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

令和3年度 上球磨消防組合当初予算

歳入



歳出



代表監査委員選任

令和2年第5回上球磨消防組合議会臨時会(令和2年12月24日開催)において、監査委員(有識者)の選任同意が提案され、4年間の任期満了となられた牧本光秋代表監査委員に代わり、山崎信治代表監査委員が選任されました。

山崎 信治 氏 (任期：令和3年1月13日～令和7年1月12日)

最新装備の救急車配備！

この度、一般社団法人日本損害保険協会から高規格救急自動車が寄贈されました。

令和2年12月24日に贈呈式を終え、令和3年1月4日から運用開始しています。

車両の充実した機能の搭載、最新の高度救命処置用資機材を積載しており、これから更なる救急体制の強化が期待されます。



統計

令和2年各種災害統計※【 】は前年比

火災出動14件【-2件】

	計	建物火災	林野火災	車両火災	その他
あさぎり町	7	2			5
多良木町	3	2			1
湯前町	2	1		1	
水上村	2	1			1
合計	14	6		1	7

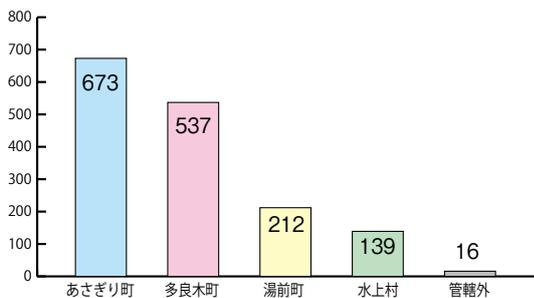
建物火災が前年の9件から3件減少し、火災による死亡者の発生はありませんでした。

救助出動20件【-7件】

	計	火災	交通	風水害	その他
あさぎり町	8		3	3	2
多良木町	7		5	1	1
湯前町	3	1	2		
水上村	1		1		
管外	1		1		
合計	20	1	12	4	3

救助出動件数は3年連続減少し、14件の救助活動により24人を救出しました。

救急出動1,577件【+10件】



救急は、1日平均約4件の出動があり、搬送人員は1,509人（前年比25人増）でした。

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車更新事業

近年、各地で多種多様な災害が発生しており、令和2年7月豪雨でも活躍しました緊急消防援助隊というフレーズをご存じですか。

当本部においても緊急消防援助隊として消火隊・救急隊の2隊を登録していますが、令和2年度緊急防災・減災事業債にて老朽化したポンプ車（平成12年整備）を更新し、新たに管内での災害や緊急消防援助隊として活躍する新ポンプ車が3月24日から実働開始となりました。

この最新の装備を備えたポンプ車で、これまで以上に災害対応のバリエーションが増え、走行性能もパワーアップしたことで、災害から皆様の生命、身体及び財産を守ることが期待されます。また、シャッターデザインは職員の発案で、球磨川の流れと力強さを表現しています。

全長：6,990mm
全幅：2,350mm
全高：2,890mm
車両総重量：1,0610kg
乗車定員：6名
車名：日野レンジャー
機装メーカー：小川ポンプ工業株式会社

主な装備
◎水槽1,500L
◎自動泡消火剤混合システム（フォームプロ）
◎特殊ノズル（泡消火用）
◎発泡アタッチメント
◎大型送排風機 ブローハード
◎加納式ホースカー
◎LEDサーチライト
◎空気呼吸器
◎三連はしご



豪雨災害に対する機能強化

令和2年7月豪雨を受け、豪雨災害に対する機能強化のため令和2年度球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金活用事業にて、大雨等により河川が氾濫した区域から、取り残された住民を安全かつ迅速に救出するための水難救助資機材を購入しました。

- ◎ラフティングボート 1艇
- ◎救命胴衣 PFD 9着
- ◎災害即応ウェダー 6着
- ◎ウエットスーツ等 2セット



新訓練棟完成

今回の号では、令和3年3月から運用が開始された「新訓練棟」についてご紹介します。

令和3年3月、上球磨消防組合消防本部念願の訓練棟が完成しました。

完成した訓練棟は、主訓練棟と副訓練棟の2棟で構成されています。

主訓練棟は、鉄骨造5階建、延床面積202.08㎡。

訓練設備は、マンホール救出訓練、ロープブリッジ救出訓練、人命検索救助訓練を行える迷路室、はしご登はん訓練、高所からの転落を想定した救助訓練を行える設備や消火訓練（連結送水管、屋内消火栓）などの設備があります。

副訓練棟は、鉄骨造3階建、延床面積178.34㎡。引揚救助訓練などの設備があります。

新訓練棟を活用し、さらに救助技術の向上を図り、住民の安全・安心を守るため、日々訓練に励んでまいります。

●【高所からの転落救助】

高所から人が転落したことを想定し、安全な所へ吊り上げる救助訓練を行えます。



●【訓練棟】

消防の知識・技術を習得するために必要不可欠な施設です。また、災害に一丸となって対応するため、消防の隊員間の連携を深めるにあたり必要な施設でもあります。



●【迷路室】

主訓練棟2階には、人命検索救助訓練が行える迷路室があります。火災時、建物内に要救助者が取り残され有毒ガスが発生している中での救助を想定し、空気呼吸器を着装後、狭隘及び暗い空間への進入、救出訓練を行えます。



●【マンホール救助】

主訓練棟の4階の床面には、たて坑救出救助訓練用のマンホールがあります。マンホール内は、低酸素や有毒ガスが発生しており危険性が高いため、それを想定した訓練（環境測定や空気呼吸器を着装）が実施できます。



●【ロープブリッジ救出】

水平に展張された渡過ロープにより対面する建物へ2人が進入し、要救助者を救出ロープに吊り下げてけん引し救出した後、脱出する。要救助者を隣の建物等から、救出することを想定した訓練です。



●【ほふく救出】

空気呼吸器を着装した隊員がロープを結着した後、要救助者がいる煙道を検索して屋外に救出し、安全に搬送する訓練です。



●【引揚救助】

棟の上で空気呼吸器を背負い棟の下に降り、要救助者を棟の上に救出後、脱出する訓練です。



●【はしご登はん】

命綱を結索後、15mの垂直はしごを登る訓練です。



●【屋内消火栓設備】



●【連結送水管】

連結送水管は、送水口、放水口、放水用器具格納箱等から構成されています。火災の際は消防自動車から送水口に連結し、送水することによって水を高層階（火災が発生した階）に送ることができます。



●【中洲救助】

主訓練棟、副訓練棟を護岸に見たて、展張ロープを張ることによって、大雨により中洲に人が取り残されたことを想定した中洲救助訓練等を行えます。



あなたの消火器は大丈夫ですか？

消火器には、一般住宅等に設置される「住宅用消火器」と消防法令等により防火対象物（※1）に設置が義務付けられている「業務用消火器」があります。

平成23年1月1日に消火器の規格省令が改正され、消防法令等により設置されている旧規格の消火器は、令和3年（2021年）12月31日を過ぎると消火器として認められません。新規格に適合した消火器の設置をお願いします。

適応火災のマークが「絵」ではなく「文字」で表示されているものや設計標準使用期限が記載されていない消火器は、旧規格のものです。



※1 消防法施行令別表第1に掲げる劇場、飲食店、店舗、ホテル、病院、福祉施設、学校、工場、倉庫、事務所等の対象物で、一般住宅は除きます。
一般住宅に設置している消火器は交換の義務はありませんが、当該期限内での交換を推奨します。

消火器の販売や点検を行った後、高額な請求をしてくる等の悪質な行為が全国で発生しています。消防署員が消火器の販売目的で個人宅に伺うことや業者に販売を依頼することは絶対にありませんので、ご注意ください。

県内における死者を伴う火災が多くなっています。今年の火災状況に関して、火災に伴う死者の約8割は65歳以上の高齢者で、そのうち約6割が独居者であり、電気器具類に起因する火災が多くなっています。

電気器具類による火災対策チェックリスト

- 電気器具類は、日常生活において欠かすことのできないものですが、使用者の不注意や誤った方法により使用した場合、火災に繋がる恐れがあります。
- 電気器具類を使用する際には、以下のことに注意しましょう。

1. タコ足配線などの電気コードの取扱いに注意する

- ① タコ足配線と容量オーバーに注意
- 複数の延長コードや電源タップを連結した「タコ足配線」はしない
 - 接続可能な最大消費電力を超えて使用しない



※コードや電源タップには、一度に流すことができる電流の量が決められています。決められた容量を超えて使用すると、発熱・発火し火災の原因となる恐れがあります。電源タップの電気の許容量を超えていないか、確認しましょう！

- ② 電気コードを丁寧に取扱う
- 電気コードを重いもの（家具など）の下敷きしない
 - 電気コードを束ねたまま使わない
 - 電気コードを引っ張らない



※電気コードを痛んだ状態や束ねた状態、重いものが乗った状態で使用すると、電気コードの中の銅線が断線し、発熱・発火し火災の原因となる恐れがあります。電気コードは、丁寧に取扱いましょう。また、痛んだ電気コード等は早めに交換しましょう！

2. コンセント周りはきれいにする

- 定期的に点検・清掃する（見えにくい場所のコンセントは特に注意）
- 使わないプラグは抜いておく
- プラグはコンセントにしっかり差込む



※コンセントと電気プラグの間にはほこり等が溜まり、付着したほこり等に湿気が帯び、通電すること（トラッキング現象）により発火し火災となることがあります。トラッキング現象を防ぐため、時々プラグを抜いてプラグ付近のほこりを取り除きましょう！